

広島市建築審査会条例(昭和 27 年条例第 33 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 83 条の規定に基づき、広島市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織、議事その他審査会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の定数)

第 2 条 審査会の委員の定数は、7 人とする。

(委員の任期)

第 3 条 審査会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(委員の勤務)

第 4 条 審査会の委員は、非常勤とする。

(招集)

第 5 条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、緊急やむを得ない場合を除く外、開会の日前 3 日までに会議の日時、場所及び付議すべき事件を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

3 会長は、次の各号の一に該当する場合は、審査会を招集しなければならない。

(1) 市長から法令の規定に基づいて同意を求められたとき。

(2) 法第 94 条の規定に基づく裁決をするとき。

(3) 市長の諮問があつたとき。

(4) 委員の定数の 2 分の 1 以上から、審査会に付議する事件を示して招集の請求があつたとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認めたとき。

(決議)

第 6 条 審査会の会議の議長には、会長をもつてあてる。

2 会議は、委員の定数の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、又は意見を聞き、若しくは説明を求めることができる。

(会議の公開原則及び秘密会)

第 8 条 審査会の会議は、公開する。但し、議長は傍聴人の数を制限することができる。

2 議長又は委員の発議により出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

(幹事及び書記)

第 9 条 審査会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は、市長が命ずる。

3 幹事は、会長の命をうけて、庶務を処理する。

4 書記は、上司の命をうけて、庶務に従事する。

(運営)

第 10 条 前各条に定めるものの外、審査会の運営について、必要な事項は、審査会が定める。